

○認定証の再交付

(第 10 条の 2 第 5 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 6 月 23 日

平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第 10 条の 2 第 5 項
処分の概要	認定証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法施行規則第 1 条(認定証再交付申請書の提出)、第 26 条第 3 項において準用する第 12 条(認定証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	